

質 問 回 答

2017年6月19日

「(案件名)南スーダン国 CAMPIDMP 実施能力強化プロジェクト」(公示日:2017年7月6日/公示番号:170357)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P6 第7 見積価格及び内訳書内の 別見積とする経費	プロジェクト関係者をウガンダに招へい際の日当と宿泊費の基準はいくらになりますでしょうか。	JICA 南スーダンが定める旅費基準(毎年度4月のJICA 統制レートを用いて改訂)に従っており、2017年度の日当、宿泊費の設定額はそれぞれ以下の通りです。: (1)次官・局長(Director General):40USD、121USD (2)課長(Director):34USD、104USD (3)それ以下(Deputy Director, Others):28USD、87USD
2	P6 第7 見積価格及び内訳書内の 外貨交換レート	見積りに使用すべきウガンダシリングの外貨交換レートをご教示ください。	2017年6月JICA 統制レート US\$1=0.031140円で積算ください。
3	P4 5. 実施方針及び留意事項内の、 (1)段階的な計画策定によるプロジェクトの実施	「ウガンダへの招へいにかかる移動手段、宿泊先の手配等のロジスティック業務については、JICA 南スーダン事務所が支援を行う」の意味合いをお教えてください。また、今回別見積項目として、「JCC 及びプロジェクトワーキンググループ関係者等約20名程度をウガンダに招へい(会場費、出席者の交通費、宿泊費等)」とありますが、“等”に何が入るかを改めてお教えいただけますでしょうか(例えば、招へいにかかるビザ取得や保険の手配または経費は、プロジェクト側、JICA 側どちらの担当または負荷か)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手配等とは、ウガンダ国内における会議場、宿泊先、及びレンタカー業者等についての情報提供を想定しています。</li> <li>別見積項目として以下を想定します:日当、宿泊費、ウガンダ入国査証代金(一般旅券のみ対象、1回50USD)、空港、宿泊先、会議場等の送迎費用、及び会場備上費。</li> </ul>

通番号	当該頁項目	質問	回答
4	P4 5. 実施方針及び留意事項内の、 (1) 段階的な計画策定によるプロジェクトの実施	招へいにかかる南スーダンからの渡航について、招へいする先方政府職員の職位の違いによる航空券のランク(ビジネス、エコノミー)の規定等がありますでしょうか？	一律エコノミーとします。
5	P4 5. 実施方針及び留意事項内の、 (1) 段階的な計画策定によるプロジェクトの実施	招へいにかかる南スーダンからの渡航について、招へいする先方政府職員の南スーダン国内で発生する交通費の支払は先方政府負担という理解でよろしかったでしょうか？	先方政府負担とします。
6	P5 5. 実施方針及び留意事項内の (8) 近隣諸国の先行事例の活用	第三国研修の実施は、第2年次及び第4年次となっていますが、状況に応じて第3年次の実施も可能でしょうか(第5年次はプロジェクト終了年なのでなしとの理解)。一方、ある年次のみ研修を行ったり、ある年次に1回だけでなく複数回第三国研修を行うなど、実施内容について柔軟性はありますでしょうか。	第1年次に研修時期及び内容を決定し、その決定に基づき実施します。適当と考える実施内容をご提案ください。
7	P9、P10 等 5. 実施方針及び留意事項内の (13) パイロット事業の実施	文章の流れからすると、一般的な開発事業の実施にかかるガイドライン及びマニュアルを『開発事業ガイドライン・マニュアル』とし、その中でも <u>土木・建設工事等が含まれる事業のガイドライン及びマニュアル</u> を『行政サービス改善ガイドライン・マニュアル』として特別に作成すると読み取れるのですが、一方、P16では、“ <u>開発事業ガイドライン・マニュアル(施工業者を活用する場合の施工管理マニュアル、コミュニティ・NGOを活用する場合のマニュアル等を含む)</u> ”との書きぶりもあります。さらに、P1で「南スーダンでは牛強奪を含む牧畜民間の紛争が伝統的に横行しており…政府の実務能力の強化、牧畜民の紛争予防に配慮した <u>行政サービス提供のためのガイドラインの策定</u> 」とも書かれてあり、最終的に	現時点で作成を想定するガイドライン・マニュアルは指示書に記載の以下の通りです。なおこれらのガイドライン・マニュアルは各々独立して使用されるものではなく、相互補完性を有するものを想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発事業実施ガイドライン・マニュアル:パイロット事業を通じた教訓を基に、主にハード支援(インフラ開発等)の実務に主眼を置くもの。</li> <li>● 財政管理システムに基づくCAMP/IDMP 実施ガイドライン・マニ</li> </ul>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		『行政サービス改善ガイドライン・マニュアル』が何を意味しているのかが不明瞭となっております。このイメージを改めてお教えてください。	アル: 中期計画に基づく、翌年度の年次予算、年次計画、年次活動計画・予算(AWPB)の作成手法及びモニタリングに主を置くもの。 ● 行政サービスガイドライン・マニュアル: パイロット事業を通じた教訓を基に、社会・経済的課題・脆弱性等を踏まえたソフト支援(営農支援、灌漑開発、バリューチェーン改善等)の実務に主眼を置くもの。
8	P10 5. 実施方針及び留意事項内の (15)本邦研修の実施	本邦研修の実施にあたり、コンサルタントが行なう業務内容は、2017年6月に改訂版が出ている『コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン』内の「実施業務」として書かれてある内容と理解しておいてよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	同上	本邦研修の実施は、第2年次及び第4年次となっていますが、状況に応じて第3年次の実施も可能でしょうか(第5年次はプロジェクト終了年なのでなしとの理解)。また、状況によっては、ある年次だけの研修とすることも可能でしょうか。	上記6.に同じです。
10	P12 6. 業務の内容 内の (2)ベースライン調査の実施 他	調査を現地再委託する際として書かれてある“第3国コンサルタント/第3国NGO”の意味合いは、南スーダンの隣国のコンサルタントやNGOを基本とするものの、可能性があれば南スーダン内のコンサルタントやNGOに依頼してもよい、ということではよろしかったでしょうか。また、遠隔オペレーションを行うウガンダ以外の国のコンサルタントやNGOを雇った場合は、南スーダンまで、または南スーダン内での活動経費のみならず、居住地からウガンダへの交通費等(打合せや報告のため)も含めてよろしかったでしょうか	第3国コンサルタント及び第3国NGOには南スーダンの団体を含みます。 なお、ウガンダ以外の国からのコンサルタントやNGOを傭上する場合は、再委託業務の実施に係る経費(交通費等)は積算可能としますが、費用対効果および当該コンサルタントやNGOによらなければならない理由をプロポーザルに記載願います。

通番号	当該頁項目	質問	回答
11	P22 3. 相手国の便宜供与	<p>相手国の便宜供与として、(1)カウンターパートの配置、(2)事務所スペースの提供、が書かれてあります。しかし、2017年3月27日付 R/D の P4 にはさらに細かい相手国側の Input が書かれており、それらに關係する別添資料もあります (Annex VI、VII、VIII)。この R/D の内容は今後の協議で必要に応じて改訂される可能性はあるかと思いますが(そのため Tentative の記載あり)、今回の見積上にはどこまで関連経費を計上すべきでしょうか。特に、ウガンダからの遠隔オペレーション時に、南スーダンである具体的な活動が行なわれる場合は別ですが、C/P、特にプロジェクトワーキンググループ(PWG)関係者の日々の業務に關係する経費(例:プロジェクト事務所の維持管理費關係の経費。特に Anex VIII では、電気とインターネットと電話代が相手国側と JICA 側双方の負担とされております)は、プロジェクトサイドが経費を負担しなくてはならないのでしょうか。また機材関連も、R/D でも書かれてある通り、基本的には先行案件で購入・使用されたものが使えるという前提で、追加で今回買う必要はないという見解でしょうか。それとも、一応、予備としての何らかの経費を挙げておく必要がありますでしょうか(その場合は別見積でしょうか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一年次のウガンダからの遠隔オペレーション時には、先方政府 C/P の業務経費を JICA 側で負担することは想定しません。</li> <li>● プロジェクト事務所の維持管理費關係の経費は計上不要とします。第一年次において、先方政府との協議を経て詳細を決定することとします。</li> <li>● 先行案件の機材が使用可能であり、追加購入する機材は想定しません。</li> </ul>

以 上